

さいたま市水道局水道施設(埋設管路・推進工)設計業務委託標準仕様書 令和6年4月1日改定要旨

該当箇所(改定後)				要旨	主な改定・修正内容		
大項目	中項目	小項目	ページ				
I 共通編	1 総則	1.1.2 用語の定義	3	項目の追加	(29)「連絡」の追加		
			3	項目の追加	(30)「電子納品」の追加		
			3	項目の更新	(31)「書面」電子メール等を活用した工事書類の作成へ更新		
			3	項目の更新	①②の削除		
				1.1.3 受発注者(受委託者)の責務	4	項目の更新	設計業務等の適正な実施のために必要な内容の追加
				1.1.8 照査技術者及び照査の実施	5	項目の更新	署名捺印 → <b>記名(署名又は押印を含む)</b>
				1.1.10 提出書類	7	項目の更新	10日 → <b>15日</b>
				1.1.11 打合せ等	7	項目の更新	設計業務委託連絡票(業務委託連絡票) → <b>書面(設計業務委託連絡票(業務委託連絡票))</b>
			8		項目の更新	「対面」の文言を削除	
				1.1.25 一時中止	13	項目の更新	「高潮」の文言を削除
				1.1.32 個人情報の取扱い	15	項目の更新	「さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月28日条例第42号)」の追加
				1.1.33 安全等の確保	17	項目の更新	立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守する → <b>立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守する</b>
				1.1.38 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	20	項目の更新	暴力団等 → <b>暴力団員等</b>
				1.1.39 保険加入の義務	20	項目の更新	「受注者(受託者)は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。」の追加

新	旧
<p data-bbox="230 411 1025 523">さいたま市水道局水道施設（埋設管路・推進工）設計業務等委託標準仕様書</p> <p data-bbox="510 1031 752 1066">令和6年4月1日</p> <p data-bbox="510 1273 752 1305">さいたま市水道局</p>	<p data-bbox="1176 411 1966 523">さいたま市水道局水道施設（埋設管路・推進工）設計業務等委託標準仕様書</p> <p data-bbox="1442 1031 1711 1066">令和5年12月1日</p> <p data-bbox="1460 1273 1697 1305">さいたま市水道局</p>

目次		目次	
I 共通編		I 共通編	
1 総則		1 総則	
1.1 一般事項	1	1.1 一般事項	1
1.1.1 適用	1	1.1.1 適用	1
1.1.2 用語の定義	1	1.1.2 用語の定義	1
1.1.3 発注者（受委託者）の責務	4	1.1.3 発注者（受委託者）の責務	4
1.1.4 業務の着手	4	1.1.4 業務の着手	4
1.1.5 設計図書の支給及び点検	4	1.1.5 設計図書の支給及び点検	4
1.1.6 監督職員	4	1.1.6 監督職員	4
1.1.7 管理技術者（技術管理者）	5	1.1.7 管理技術者（技術管理者）	5
1.1.8 照査技術者及び照査の実施	5	1.1.8 照査技術者及び照査の実施	5
1.1.9 担当技術者	6	1.1.9 担当技術者	6
1.1.10 提出書類	7	1.1.10 提出書類	6
1.1.11 打合せ等	7	1.1.11 打合せ等	7
1.1.12 業務計画書	8	1.1.12 業務計画書	8
1.1.13 資料等の貸与及び返却	9	1.1.13 資料等の貸与及び返却	8
1.1.14 衛生上の措置	9	1.1.14 衛生上の措置	9
1.1.15 関係官公庁への手続き等	9	1.1.15 関係官公庁への手続き等	9
1.1.16 地元関係者との交渉等	9	1.1.16 地元関係者との交渉等	9
1.1.17 土地への立ち入り等	10	1.1.17 土地への立ち入り等	9
1.1.18 成果物の提出	10	1.1.18 成果物の提出	10
1.1.19 関係法令及び条例の遵守	11	1.1.19 関係法令及び条例の遵守	10
1.1.20 検査	11	1.1.20 検査	10
1.1.21 修補	11	1.1.21 修補	11
1.1.22 条件変更等	11	1.1.22 条件変更等	11
1.1.23 契約変更	12	1.1.23 契約変更	11
1.1.24 履行期間の変更	12	1.1.24 履行期間の変更	12
1.1.25 一時中止	13	1.1.25 一時中止	12
1.1.26 発注者（委託者）の賠償責任	13	1.1.26 発注者（委託者）の賠償責任	13
1.1.27 受注者（受託者）の賠償責任	13	1.1.27 受注者（受託者）の賠償責任	13
1.1.28 部分使用	14	1.1.28 部分使用	13
1.1.29 再委託	14	1.1.29 再委託	14

水道施設（埋設管路・推進工）設計業務等委託標準仕様書（令和6年4月1日） 新旧対照表

改定箇所：色塗

1.1.30	成果物の使用等	14	1.1.30	成果物の使用等	14
1.1.31	守秘義務	15	1.1.31	守秘義務	14
1.1.32	個人情報の取扱い	15	1.1.32	個人情報の取扱い	15
1.1.33	安全等の確保	17	1.1.33	安全等の確保	17
1.1.34	臨機の措置	18	1.1.34	臨機の措置	18
1.1.35	履行報告	18	1.1.35	履行報告	18
1.1.36	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	18	1.1.36	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	18
1.1.37	行政情報流出防止対策の強化	18	1.1.37	行政情報流出防止対策の強化	18
1.1.38	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	20	1.1.38	暴力団等による不当介入を受けた場合の措置	19
1.1.39	保険加入の義務	20	1.1.39	保険加入の義務	20
1.2	設計業務等一般	20	1.2	設計業務等一般	20
1.2.1	使用する技術基準等	20	1.2.1	使用する技術基準等	20
1.2.2	現地踏査	20	1.2.2	現地踏査	20
1.2.3	設計業務等の種類	21	1.2.3	設計業務等の種類	20
1.2.4	調査業務の内容	21	1.2.4	調査業務の内容	20
1.2.5	計画業務の内容	21	1.2.5	計画業務の内容	21
1.2.6	設計業務の内容	21	1.2.6	設計業務の内容	21
1.2.7	調査業務の条件	22	1.2.7	調査業務の条件	21
1.2.8	計画業務の条件	22	1.2.8	計画業務の条件	22
1.2.9	設計業務の条件	22	1.2.9	設計業務の条件	22
1.2.10	調査業務及び計画業務の成果	24	1.2.10	調査業務及び計画業務の成果	23
1.2.11	設計業務の成果	24	1.2.11	設計業務の成果	24
1.2.12	環境配慮の条件	25	1.2.12	環境配慮の条件	25
1.2.13	維持管理への配慮	25	1.2.13	維持管理への配慮	25
II	水道施設設計編		II	水道施設設計編	
2	埋設管路設計		2	埋設管路設計	
2.1	埋設管路実施設計	26	2.1	埋設管路実施設計	26
2.1.1	業務目的	26	2.1.1	業務目的	26
2.1.2	業務内容	26	2.1.2	業務内容	26
2.1.3	貸与資料等	29	2.1.3	貸与資料等	29
2.1.4	成果物	29	2.1.4	成果物	29

<p>3 推進工設計</p> <p>3.1 推進工概略設計…………… 31</p> <p>3.1.1 業務目的…………… 31</p> <p>3.1.2 業務内容…………… 31</p> <p>3.1.3 貸与資料等…………… 33</p> <p>3.1.4 成果物…………… 34</p> <p>3.2 推進工実施設計（詳細設計）…………… 35</p> <p>3.2.1 業務目的…………… 35</p> <p>3.2.2 業務内容…………… 35</p> <p>3.2.3 貸与資料等…………… 38</p> <p>3.2.4 成果物…………… 38</p>	<p>3 推進工設計</p> <p>3.1 推進工概略設計…………… 31</p> <p>3.1.1 業務目的…………… 31</p> <p>3.1.2 業務内容…………… 31</p> <p>3.1.3 貸与資料等…………… 33</p> <p>3.1.4 成果物…………… 34</p> <p>3.2 推進工実施設計（詳細設計）…………… 35</p> <p>3.2.1 業務目的…………… 35</p> <p>3.2.2 業務内容…………… 35</p> <p>3.2.3 貸与資料等…………… 38</p> <p>3.2.4 成果物…………… 38</p>
--	--

## I 共通編

### 1 総則

#### 1. 1 一般事項

##### 1. 1. 1 適用 【略】

#### 1. 1. 2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

(1)～(28) 【略】

(29)「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、さいたま市水道局設計業務等委託契約基準約款第2条第1項に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(30)「電子納品」とは、さいたま市が定める要領等により作成された電子成果品を納品することをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

(31)「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、「電子メール等を活用した工事書類の情報共有における取扱要領」に基づき作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

(32)「照査」とは、受注者（受託者）<sup>\*1</sup>が発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。

なお、本標準仕様書において「照査」と「審査」は同義とし、以下単に「照査」という。

(33)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。

(34)「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者（技術管理者）<sup>\*1</sup>等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(35)「修補」とは、発注者（委託者）<sup>\*1</sup>が検査時に受注者（受託者）<sup>\*1</sup>の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者（受託者）<sup>\*1</sup>が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(36)「協力者」とは、受注者（受託者）<sup>\*1</sup>が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。

(37)「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

(38)「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者（受託者）<sup>\*1</sup>に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

## I 共通編

### 1 総則

#### 1. 1 一般事項

##### 1. 1. 1 適用 【略】

#### 1. 1. 2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

(1)～(28) 【略】

(29)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。

① 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

② 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

(30)「照査」とは、受注者（受託者）<sup>\*1</sup>が発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。

なお、本標準仕様書において「照査」と「審査」は同義とし、以下単に「照査」という。

(31)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。

(32)「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者（技術管理者）<sup>\*1</sup>等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(33)「修補」とは、発注者（委託者）<sup>\*1</sup>が検査時に受注者（受託者）<sup>\*1</sup>の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者（受託者）<sup>\*1</sup>が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(34)「協力者」とは、受注者（受託者）<sup>\*1</sup>が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。

(35)「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

(36)「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者（受託者）<sup>\*1</sup>に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

<p>(39) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者（受託者）<sup>*1</sup>、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>1. 1. 3 受発注者（受委託者）<sup>*1</sup>の責務</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>及び発注者（委託者）<sup>*1</sup>は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>1. 1. 4 業務の着手 ～ 1. 1. 7 管理技術者（技術管理者）<sup>*1</sup> 【略】</p> <p>1. 1. 8 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1 【略】</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) ～ (5) 【略】</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>3 【略】</p> <p>1. 1. 9 担当技術者 【略】</p> <p>1. 1. 10 提出書類</p> <p>1、2 【略】</p> <p>3 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注（受託）<sup>*1</sup>時は、契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査が完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、契約時において、調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テ</p>	<p>(37) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者（受託者）<sup>*1</sup>、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>1. 1. 3 受発注者（受委託者）<sup>*1</sup>の責務</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>及び発注者（委託者）<sup>*1</sup>は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>1. 1. 4 業務の着手 ～ 1. 1. 7 管理技術者（技術管理者）<sup>*1</sup> 【略】</p> <p>1. 1. 8 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1 【略】</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) ～ (5) 【略】</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>3 【略】</p> <p>1. 1. 9 担当技術者 【略】</p> <p>1. 1. 10 提出書類</p> <p>1、2 【略】</p> <p>3 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注（受託）<sup>*1</sup>時は、契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査が完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、契約時において、調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テ</p>
--	---

<p>クリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追加したうえで「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が1.5日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに発注者（委託者）<sup>*1</sup>の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録後にテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1. 1. 11 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者（技術管理者）<sup>*1</sup>と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者（受託者）<sup>*1</sup>が書面（設計業務委託連絡票（業務委託連絡票）<sup>*1</sup>）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（設計業務委託連絡票（業務委託連絡票）<sup>*1</sup>）を作成するものとする。</p> <p>2、3 【略】</p> <p>4 打合せの想定回数は、設計図書による。</p> <p>5 【略】</p> <p>1. 1. 12 業務計画書 ～ 1. 1. 24 履行期間の変更 【略】</p> <p>1. 1. 25 一時中止</p> <p>1 さいたま市水道局設計業務等委託契約基準約款第19条第1項（さいたま市水道局業務委託契約基準約款第12条第1項）<sup>*1</sup>の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者（委託者）<sup>*1</sup>は、受注者（受託者）<sup>*1</sup>に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、「1. 1. 34 臨機の措置」により、受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(6)</p> <p>2、3 【略】</p> <p>1. 1. 26 発注者（委託者）<sup>*1</sup>の賠償責任 ～ 1. 1. 31 守秘義務 【略】</p>	<p>クリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追加したうえで「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が1.0日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに発注者（委託者）<sup>*1</sup>の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録後にテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1. 1. 11 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者（技術管理者）<sup>*1</sup>と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者（受託者）<sup>*1</sup>が書面（設計業務委託連絡票（業務委託連絡票）<sup>*1</sup>）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて設計業務委託連絡票（業務委託連絡票）<sup>*1</sup>を作成するものとする。</p> <p>2、3 【略】</p> <p>4 打合せ（対面）の想定回数は、設計図書による。</p> <p>5 【略】</p> <p>1. 1. 12 業務計画書 ～ 1. 1. 24 履行期間の変更 【略】</p> <p>1. 1. 25 一時中止</p> <p>1 さいたま市水道局設計業務等委託契約基準約款第19条第1項（さいたま市水道局業務委託契約基準約款第12条第1項）<sup>*1</sup>の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者（委託者）<sup>*1</sup>は、受注者（受託者）<sup>*1</sup>に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、「1. 1. 34 臨機の措置」により、受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(6)</p> <p>2、3 【略】</p> <p>1. 1. 26 発注者（委託者）<sup>*1</sup>の賠償責任 ～ 1. 1. 31 守秘義務 【略】</p>
--	---

<p>1. 1. 3 2 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月28日条例第42号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～1 1 【略】</p> <p>1. 1. 3 3 安全等の確保</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)、(3) 【略】</p> <p>6～8 【略】</p> <p>1. 1. 3 4 臨機の措置 ～ 1. 1. 3 7 行政情報流出防止対策の強化 【略】</p> <p>1. 1. 3 8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</p> <p>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2、3 【略】</p> <p>4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程の遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者（委託者）<sup>*1</sup>と協議しなければならない。</p> <p>1. 1. 3 9 保険加入の義務</p> <p>1 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>1. 1. 3 2 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～1 1 【略】</p> <p>1. 1. 3 3 安全等の確保</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)、(3) 【略】</p> <p>6～8 【略】</p> <p>1. 1. 3 4 臨機の措置 ～ 1. 1. 3 7 行政情報流出防止対策の強化 【略】</p> <p>1. 1. 3 8 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1 受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</p> <p>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2、3 【略】</p> <p>4 暴力団等による不当介入を受けたことにより工程の遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者（委託者）<sup>*1</sup>と協議しなければならない。</p> <p>1. 1. 3 9 保険加入の義務</p> <p>受注者（受託者）<sup>*1</sup>は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>
--	--

1. 2 設計業務等一般

1. 2. 1 使用する技術基準等 ～ 1. 2. 13 維持管理への配慮 【略】

1. 2 設計業務等一般

1. 2. 1 使用する技術基準等 ～ 1. 2. 13 維持管理への配慮 【略】

## Ⅱ 水道施設設計編

### 2 埋設管路設計

#### 2. 1 埋設管路実施設計

2. 1. 1 業務目的 ～ 2. 1. 4 成果物 【略】

### 3 推進工設計

#### 3. 1 推進工概略設計

3. 1. 1 業務目的 ～ 3. 1. 4 成果物 【略】

#### 3. 2 推進工実施設計（詳細設計）

3. 2. 1 業務目的 ～ 3. 2. 4 成果物 【略】

## Ⅱ 水道施設設計編

### 2 埋設管路設計

#### 2. 1 埋設管路実施設計

2. 1. 1 業務目的 ～ 2. 1. 4 成果物 【略】

### 3 推進工設計

#### 3. 1 推進工概略設計

3. 1. 1 業務目的 ～ 3. 1. 4 成果物 【略】

#### 3. 2 推進工実施設計（詳細設計）

3. 2. 1 業務目的 ～ 3. 2. 4 成果物 【略】

